

学校における働き方改革 取組方針

令和3年4月
神石高原町教育委員会

はじめに

本町における学校教育においては、変化の激しい社会を生き抜くために必要な、資質・能力の育成を目指した、主体的な学びを促す教育活動を進めています。

神石高原町で学んだ子供たちが、将来社会の中で活躍し「神石高原町で学んで良かった」と自信と誇りを持って言えるように育てていきたいと思えます。

そのためには、教職員や児童生徒一人一人が、郷土の歴史、伝統文化への理解と愛情を持ち、自分の夢や目標をしっかりと確立するとともに、神石高原町学校教育の目的である「未来を拓く人と文化の創造」を目指し取り組みを進めたいと考えています。

しかし、学校を取り巻く環境は、社会や経済の変化に伴い、より複雑化・多様化しており、学校にはこれまで以上に子供たちに対するきめ細かな対応が求められています。これらの対応を進める中で、教員の業務は多様化し拡大しています。

このため、本町としても各校で業務改善に取り組み教員のモチベーションの向上や子供と向き合う時間の確保を目指し、教員の負担軽減や学校の業務改善を図る取り組みを進めてきました。

そして、町内全ての学校で、教員が限られた時間の中で児童生徒へ接する時間を十分に確保し、児童生徒に真に必要で総合的な指導を持続的に行うことが必要です。

こうした状況を踏まえ、神石高原町教育委員会（以下、「町教委」とする。）においても、教職員の時間外勤務の実態を把握しつつ、校長会の意見も踏まえながら神石高原町立学校における教職員の時間外勤務縮減に向けた「学校における働き方改革取り組み方針」を策定するものです。

この方針により、神石高原町立学校の教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら学校教育の質を高め、児童生徒に対する指導の一層の充実を目指すものです。

今後においても、学校、家庭、地域、行政が密接に連携し、保護者や地域住民の理解を得ながら、教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備に努めます。

1 取組の方向性

これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行い教育の質を高めるといふ、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行する。

「学校における働き方改革」は、学校はもとより、国、地方公共団体、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子供と向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要である。

2 町教委及び学校の役割

(1) 町教委の役割

神石高原町立学校における働き方改革を進めるための計画等を作成するとともに、地域の実情に応じた取組を主体的に実施する。

(2) 学校の役割

校長は、学校の重点目標を明確化し、全職員の共通理解のもと、働き方改革に向けた取組を、関係機関と連携しながら主体的に推進する。

勤務時間を意識した働き方を進め、教職員一人一人の意識改革を促進する。

3 本方針の適用

令和3年4月1日から

4 勤務時間管理の対象者

(1) 対象者

神石高原町立学校の教育職員のうち、市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和28年広島県条例第49号以下「市町立学校職員給与等条例」といふ。第3条第1項第1号イ又はロに規定する教育職給与表(イ)又は教育職給料表(ロ)の適用を受ける者をいう。

(2) 所定の勤務時間

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成7年広島県条例第5号。以下「勤務時間条例」といふ。)第2条から第5条までに規定する勤務時間のうち、勤務時間条例第9条に規定する休日及び第10条第1項に規定する代休日以外の日における勤務時間をいう。

(3) 時間外在校等時間

公立学校の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条に規定する方針に規定する在校時間から所定の勤務時間を除いた時間をいう。

(4) 業務量の適切な管理

教育委員会は、時間外在校等時間について、限度時間を超えない範囲内とするため、

教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(ア) 前項の限度時間は、1月について45時間及び1年について360時間とする。

(イ) 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育職員が児童又は生徒に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い一次的又は突発的に第1項の限度時間を超えて所定の勤務時間以外に業務を行わざるを得ない場合には、次の各号に掲げる時間及び月数について、当該各号に定める要件の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

① 1月における時間外在校等時間 100時間未満であること。

② 1年における時間外在校等時間 720時間を超えないこと。

③ 1月ごとに区別した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間における時間外在校等時間の1月当たりの平均時間 80時間を超えないこと。

(ウ) 1年のうち1月における時間外在校等時間が45時間を超える月数6月以内であること。

(エ) この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

5 保護者等への理解促進

教員の長時間労働を改善し、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務することができる環境を整備することが、学校教育の質の向上につながる。子供たちに対する教育は、学校、家庭、地域が連携協力して進めなければならず、その基礎となるのは信頼関係や共通認識であり、学校における働き方改革の取組について、保護者等にも理解を深めてもらう必要がある。

このため、各学校においては、保護者等に対し、その理解と協力を得るためにも、業務改善や教員の働き方改革について、学校評価に明確に位置付けるとともに、町教委においても、神石郡PTA連合会と連携するなど、学校における働き方改革について、保護者等への普及啓発を進める。

6 取組の柱

上記の目標を達成するため、次の4つの視点を柱として取組を推進

- 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備
- 部活動指導に係る教員の負担軽減
- 学校における組織マネジメントの確立
- 教職員の働き方に対する意識の醸成

7 取組内容

(1) 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

(ア) スクール・サポート・スタッフの配置

教員の業務を補助するスクール・サポート・スタッフを引き続き配置するとともに

に、更なる充実に向けた検討を進める。

(イ) 校務支援システム等 I C T の活用促進

児童生徒の指導要録，学期別授業時数累計管理表，学校日誌など，校務支援システムについて，効率的な運用を図る。また，I C T 機器を活用した業務の効率化について，検討を進める。

(ウ) 各種計画，事業，調査・照会等の見直し

①学校が作成する各種計画や町教委が実施する各種事業，調査・照会等を見直し，精選や簡素化を図る。

②新たな業務を付加する場合には，過度な負担とならないよう配慮する。

(エ) 研修の見直し等

教員の負担軽減の視点も踏まえた効果的な研修の在り方や実施時期などの見直しを進めるとともに，報告書等の簡素化を図る。

(オ) 教材・指導案等の共有化

学校において教材・指導案等の共有化を進めるとともに，全町的な教材・指導案等の共有の仕組みづくりと内容の充実を図る。

(カ) 支援が必要な子供・家庭への対応

子供を取り巻く様々な課題等に対応するため，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの配置の充実を図る。

(キ) 学校・教員が担う業務の整理，家庭・地域との連携の推進

①学校や教員が担う業務について，役割分担や外部委託等，業務の在り方の検討を進める。

②部活動や勤務時間外の電話対応などに係る教員の負担軽減など，保護者の理解を得た上で取組を推進する。

③学校が地域住民や保護者と教育目標を共有し，組織的・継続的な連携を可能とする「地域とともにある学校づくり」を進める。

(2) 部活動指導に係る教員の負担軽減

(ア) 「運動部・文化部活動の方針」を踏まえた学校における活動方針の策定・徹底

町教委が策定した方針を踏まえ，学校において，運動部・文化部活動の方針を策定するとともに，方針に基づいた部活動休養日や活動時間の徹底を図る。

(イ) 外部人材を活用した取組

部活動の指導，引率等を行う部活動指導員の活用など運営体制の充実に向けた検討を進める。

(ウ) 外部団体等との連携

大会等の統廃合や大会運営の見直し等を関係機関等に働きかける。

(エ) 効果的な練習方法等の研修の実施

短時間でより効果的な練習方法等について，研修を実施する。

(3) 学校における組織マネジメントの確立

(ア) 学校における自律的な業務改善・業務削減の推進

①学校経営計画に業務改善や教職員の働き方に関する項目を設定し，管理職はその目標・方針に沿って学校経営を行う。また，学校関係者評価を実施し，外部の視点を踏まえた取組の改善・充実を図る。

- ②校内の推進体制を整備した上で、P D C Aサイクルに基づく業務改善・業務削減の取組を全校で進める。
 - ③教職員一人一人の業務改善の意識を高めるために、人事評価制度において、各教職員が実施した担当業務の適正化の取組を積極的に評価するなど、評価の活用を推進する。
 - ④学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を徹底する。
- (イ) マネジメント研修の充実
- 管理職及びミドル層に対する研修や専門研修等において、教職員の組織管理や時間管理、健康安全管理等をはじめとしたマネジメントに関する研修を実施し、マネジメントスキルの向上を図る。
- (ウ) 情報共有等の推進
- 学校における働き方改革の推進に向け、各学校の実践事例等に係る情報共有改善策に係る協議等を実施する。
- (4) 教職員の働き方に対する意識の醸成
- (ア) 学校における勤務時間管理の徹底
- ①教職員の健康管理や長時間勤務の縮減に向けた、「入校・退校時刻記録」により、教職員の勤務時間を把握し、適正な勤務時間管理を行う。
 - ②管理職は、把握した勤務時間を踏まえて、教職員と面談を行い、教職員の健康管理に努める。また、ストレスチェック制度等を活用し、教職員のセルフケアなどの取組を促すとともに、職場のストレス要因の軽減を図る。
- (イ) 学校における定時退校日の推進
- 1週間のうち平日1日は、定時退校日を設定し、教職員のワーク・ライフ・バランスを推進する。
- (ウ) 一斉閉庁期間の設定
- ①8月のいわゆるお盆前後の3日間を夏季一斉閉庁日とする。
 - ②一斉閉庁の期間の延長等について検討する。